

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県行政書士法施行細則（抜粋）

（合格証等の交付）

第6条 行政書士試験の合格者に対しては、行政書士試験合格証を交付する。

2 行政書士試験合格証を亡失し、又はき損したときその他特に必要があると認められるときは、行政書士試験に合格した者は、別記第2号様式による行政書士試験合格証明書の交付を申請することができる。

（身分証明書）

第8条 法第13条の22第2項に規定する身分を証明する証票は、別記第4号様式によるものとする。

（会員に関する定例報告）

第9条 高知県行政書士会は、施行規則第17条の2に規定する事項のほか、登録番号及び登録年月日について、毎年7月1日における状況を翌月末日までに知事に報告しなければならない。

行政書士法施行細則（抜粋）

（合格証等の交付）

第6条 行政書士試験の合格者に対しては、行政書士試験合格証を交付する。

2 行政書士試験合格証を亡失又はき損したときその他特に必要があると認められるときは、行政書士試験に合格した者は、別記第2号様式による行政書士試験合格証明書の交付を申請することができる。

（立入検査の証票）

第8条 法第13条の22第2項の証票は、別記第4号様式による。

（会員に関する定例報告）

第9条 行政書士会は、施行規則第17条の2に規定する事項のほか、登録番号及び登録年月日について、毎年7月1日における状況を翌月末日までに知事に報告しなければならない。

新

旧

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県収入証紙
貼り付け箇所

高知県知事 様

住 所
ふりがな
氏 名

年 月 日生

行政書士試験受験願書

年 月 日に行われる行政書士試験を受験したいので、高知県行政書士
法施行細則第2条第1項の規定により関係書類を添えて提出します。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 写真（出願前6月以内に写した上半身手札型のもの）

----- (切り取り線) -----

受 験 票

写真貼り付け箇所

ふりがな
氏 名

年 月 日生

男・女

受験番号 第 号

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県収入証紙
はり付け箇所

高知県知事 様

住 所
ふりがな
氏 名

年 月 日生

行政書士試験受験願書

年 月 日に行われる行政書士試験を受験したいので、行政書士法施行
細則第2条第1項の規定により関係書類を添えて提出します。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 写真（出願前6月以内に写した上半身手札型のもの）

----- (切り取り線) -----

受 験 票

写真はり付け箇所

ふりがな
氏 名

年 月 日生

男・女

受験番号 第 号

9センチメートル

写真貼り付け箇所
第 号

身分証明書

所属

職名

氏名

年 月 日生

有効期限 年 月 日

↑ 6センチメートル ↓

上記の者は、行政書士法第13条の22第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

行政書士法（抜粋）

（立入検査）

第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該職員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

3 当該職員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

立 入 検 査 証

所属名
職 名
氏 名

上記の者は、行政書士法第13条の22第1項の規定に基づく立入検査をする権限を有する者であることを証明します。

年 月 日

高知県知事



行政書士法（抜粋）

（立入検査）

- 第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。
- 2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該職員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。
- 3 当該職員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。